

東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について
(答申案)

平成 26 年 月

東京都動物愛護管理審議会

目 次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| 第 1 東京都における動物飼養の現状と社会状況 | 2 |
| 1 犬の個体数推計 | 2 |
| (1) 犬の登録頭数 | 2 |
| (2) 犬及び猫の飼育実態調査結果からの犬の個体数推計 | 2 |
| ア 住居形態別の世帯数からみた犬の個体数推計 | 2 |
| イ 登録頭数からみた犬の個体数推計 | 3 |
| 2 猫の個体数推計 | 3 |
| 3 狂犬病予防注射接種率 | 4 |
| 4 動物による危害と苦情 | 4 |
| 5 動物の愛護及び管理に関する法律等の改正 | 5 |
| (1) 改正の経緯 | 5 |
| (2) 政省令等の改正内容 (平成 24 年 6 月施行) | 5 |
| ア 動物取扱業の追加 | 5 |
| イ 犬及び猫の夜間展示の禁止 | 6 |
| (3) 法改正の主な内容 (平成 25 年 9 月施行) | 6 |
| ア 動物取扱業の適正化 | 6 |
| イ 多頭飼育の適正化 | 6 |
| ウ 犬及び猫の引取り | 6 |
| エ 災害対応 | 6 |
| (4) 「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」 の改正 | 7 |
| 第 2 動物愛護管理行政の現状 | 8 |
| 1 動物の捕獲・収容、引取り等 | 8 |
| 2 動物の返還・譲渡・致死処分 | 8 |
| 3 動物取扱業に対する監視指導 | 10 |
| (1) 動物取扱業の登録数 | 10 |
| (2) 動物取扱業の監視指導 | 10 |
| 4 特定動物の飼養施設に対する監視指導 | 11 |
| (1) 特定動物の許可状況 | 11 |
| (2) 特定動物飼養施設の監視指導 | 12 |
| 第 3 動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況 | 12 |
| 1 飼い主の社会的責任の徹底 | 12 |
| (1) 適正飼養の普及啓発の強化 (施策 1) | 12 |
| (2) 犬の適正飼養の徹底 (施策 2) | 13 |
| (3) 猫の適正飼養の徹底 (施策 3) | 14 |
| (4) 特定動物等の飼養許可及び適正管理の徹底 (施策 4) | 14 |
| (5) 高齢動物の飼養への対応 (施策 5) | 15 |
| 2 事業者の社会的責任の徹底 | 15 |
| (1) 動物取扱業の監視の強化 (施策 6) | 15 |
| (2) 動物取扱業への指導事項の拡大 (施策 7) | 16 |
| (3) 動物取扱業の資質の向上 (施策 8) | 16 |

| | |
|---|----|
| (4) 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援 (施策 9) | 16 |
| (5) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応 (施策 10) | 16 |
| 3 地域特性を踏まえた取組の推進..... | 17 |
| (1) 動物愛護推進員の活動の活性化 (施策 11) | 17 |
| (2) 集合住宅における動物の適正飼養の推進 (施策 12) | 17 |
| (3) 高齢者の動物飼養への支援 (施策 13) | 18 |
| (4) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充 (施策 14) | 18 |
| (5) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援 (施策 15) | 18 |
| 4 致死処分数減少への取組 | 19 |
| (1) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり (施策 16) | 19 |
| (2) 数値目標の達成状況 | 19 |
| 5 都民と動物の安全の確保 | 20 |
| (1) 動物由来感染症への対応能力の向上 (施策 17) | 20 |
| (2) 動物由来感染症の普及啓発 (施策 18) | 20 |
| (3) 災害発生時の動物救援機能等の強化 (施策 19) | 20 |
| (4) 区市町村の災害時対策の推進 (施策 20) | 21 |
| 第 4 法改正に伴う新たな検討課題 | 21 |
| 1 多頭飼育の適正化 | 21 |
| (1) 多頭飼育への対応 | 21 |
| (2) 多頭飼育者の届出制の検討 | 22 |
| 2 動物取扱業の規制強化に関する取組 | 23 |
| 3 災害発生時の動物救護体制の充実強化 | 24 |
| 4 犬及び猫の引取り | 24 |
| 第 5 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方 | 25 |
| 1 人と動物との共生社会の実現に向けて | 25 |
| 2 動物愛護管理を効果的に推進するために | 26 |
| (1) 行政の役割 | 26 |
| ア 区市町村の役割 | 26 |
| イ 東京都の役割 | 27 |
| (2) 事業者の役割 | 28 |
| (3) ボランティア・関係団体の役割 | 28 |
| (4) 都民の役割 | 28 |
| 3 取り組むべき課題と施策の方向性 | 29 |
| (1) 動物の適正飼養の啓発と徹底 | 29 |
| ア 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化 | 31 |
| イ 犬の適正飼養の徹底 | 31 |
| ウ 地域の飼い主のいない猫対策の拡充 | 32 |
| エ 多頭飼育に起因する問題への対応 | 32 |
| オ 動物の遺棄・虐待防止に関する対策 | 32 |
| カ 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成 | 32 |
| キ 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援 | 32 |
| (2) 事業者等による動物の適正な取扱いの推進 | 32 |
| ア 動物取扱業の監視強化 | 34 |
| イ 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応 | 34 |

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| ウ | 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底 | 34 |
| エ | 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応 | 34 |
| (3) | 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進 | 34 |
| ア | 譲渡拡大のための仕組みづくり | 35 |
| イ | 取扱動物の適正な飼養管理の確保 | 36 |
| (4) | 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応 | 36 |
| ア | 動物由来感染症への対応強化 | 37 |
| イ | 災害時の動物救護体制の充実 | 37 |

はじめに

東京都は、平成 18 年 12 月の本審議会答申を踏まえて、動物愛護管理推進計画(以下「推進計画」という。)を策定し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して、平成 19 年度から、様々な施策を実施している。

国においては、動物取扱業の適正化をはじめとする諸問題について、中央環境審議会動物愛護部会の検討を踏まえ、平成 24 年 9 月 5 日、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正公布され、平成 25 年 9 月 1 日から施行された。法改正に伴い、関係政省令の改正や「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)の見直しが行われたところである。

東京都においても、推進計画策定後 5 年を経過し、計画の中間見直しを行うこととなり、本審議会は、平成 24 年 8 月 30 日、東京都知事から「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」について諮問を受けた。

本審議会は、東京都における動物飼養の現状や、現行推進計画に基づくこれまでの取組の成果、法令等の改正や社会状況の変化等を踏まえ、小委員会を設置し審議を進め、同年 12 月 20 日の第 2 回審議会において小委員会からの報告をもとに「中間報告」を取りまとめ、公表した。

中間報告においては、東京都における動物愛護管理行政の現状と推進計画における各施策の取組状況を示すとともに、「多頭飼育問題」等への対応などの法改正に伴う新たな課題について、東京都条例改正の必要性を含めて、審議会における検討内容を示したところである。

その後、関係政省令の改正、基本指針の見直しを踏まえ、平成 25 年 10 月 18 日の第 3 回審議会において、動物愛護管理行政の課題を 4 つの主要課題に整理し、課題ごとに取り組むべき施策の方向性を示した答申素案をまとめ、公表した。

本答申は、公表した素案に寄せられた都民等からの意見を参考に、改めて審議を行い、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方として取りまとめたものである。

今後、本答申をもとに、東京都動物愛護管理推進計画が改定され、東京都において人と動物との調和の取れた共生社会の実現に寄与することを期待する。

平成 26 年 1 月 日

東京都動物愛護管理審議会

会長 林 良博

第 1 東京都における動物飼養の現状と社会状況

1 犬の個体数推計

(1) 犬の登録頭数

平成 24 年度の犬の登録頭数は、全国が約 679 万頭、東京都が約 51 万頭であった。本審議会が前回、答申を行った平成 18 年度時点(全国が約 664 万頭、東京都が約 43 万頭)と比較して、増加している。

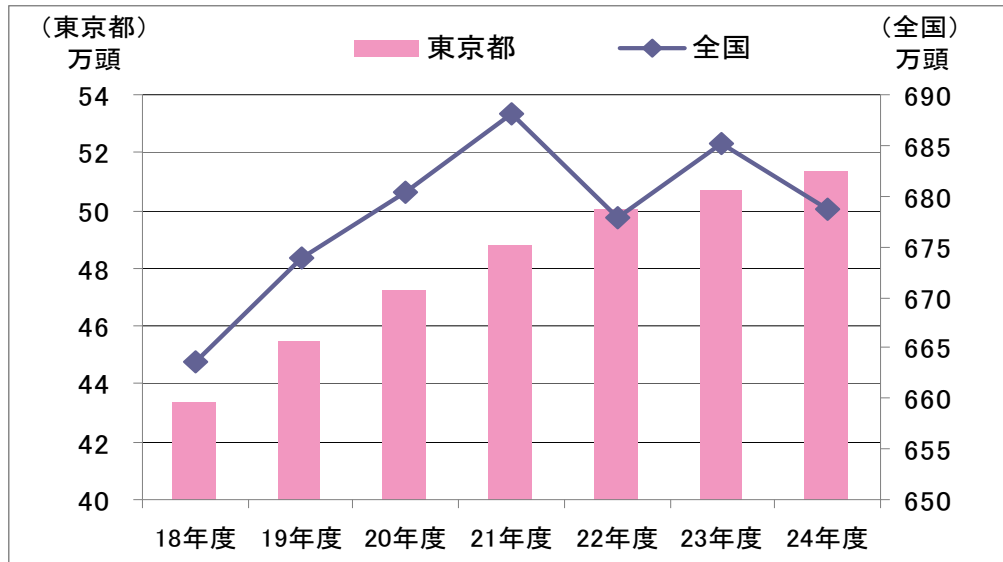


図 1 犬の登録頭数の推移 厚生労働省、東京都統計より

*平成 22 年度の全国統計については、東日本大震災の影響により、被災県(岩手県、宮城県、福島県)の一部市町村のデータが含まれていない。

(2) 犬及び猫の飼育実態調査結果からの犬の個体数推計

都内で飼養されている動物の頭数については、狂犬病予防法に基づく登録制度のある犬や動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)により許可制度のある特定動物を除き、行政が実態を把握する制度はない。そのため、東京都は犬及び猫の飼育実態調査を平成 9 年度及び平成 18 年度に実施し、犬及び猫の飼養実態の把握及び課題の抽出等を行い、動物愛護管理行政に反映させてきた。

平成 23 年度に実施した犬及び猫の飼育実態調査(以下「飼育実態調査」という。)によると、犬の個体数推計は以下のとおりであった。

ア 住居形態別の世帯数からみた犬の個体数推計

飼育実態調査によると、都における住居形態別の世帯数から推計した犬の個体数は、約 67 万頭であった。

表 1 住居形態別の世帯数からみた犬の個体数推計結果

| | [a] 世帯数(軒) | [b] 飼育軒数 比率 | [c] 平均飼育 頭数(頭/軒) | 推定頭数 [a]x[b]x[c] | 合計 推計個体数 |
|------|------------|----------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 一戸建て | 1,913,805 | 19.0% | 1.24 | 450,892 | 約 67 万頭 |
| 集合住宅 | 4,343,372 | 4.5% | 1.09 | 213,042 | |
| その他 | 17,207 | 10.0% | 1.00 | 1,721 | |

[a] 平成22年度国勢調査における「第19表 延べ面積(6区分), 住宅の建て方(8区分), 住居の種類・住宅の所有の関係(7区分)別一般世帯数, 一般世帯人員及び1世帯当たり人員(世帯が住んでいる階-特掲) - 全国, 都道府県」における「住宅に住む一般世帯」の世帯数のうち島しょ部に該当する市町村を除いた値 (一戸建て:一戸建 集合住宅:長屋建+共同住宅 その他:その他)

[b] [c] アンケート調査結果

飼育実態調査より

イ 登録頭数からみた犬の個体数推計

飼育実態調査において行ったアンケートの結果によると、犬の登録率は 92.0%であった。この登録率と都における犬の登録頭数より推計した犬の個体数は、約 54 万頭であった。

表 2 登録頭数からみた犬の個体数推計結果

| アンケート調査結果 | | | | | 登録頭数からみた推定個体数 | | |
|-----------|---------|----|-----|-----|---------------|-------------------------|------------------|
| [a] 登録済 | [b] 未登録 | 不明 | 無回答 | 合計 | [c] 登録 頭数 | [d]登録率 [a]/([a]+[b]) | 推定個体数 [c]/[d] |
| 265 | 23 | 4 | 6 | 298 | 498,857 | 92.0% | 542,154 約 54 万頭 |

[a] [b] アンケート調査結果

[c] 平成 22 年度 東京都における犬の登録頭数(島しょ部を除く)

飼育実態調査より

推計方法の違いにより、推計した個体数は約 54 万頭から約 67 万頭と幅があるが、登録頭数の約 51 万頭を超える結果となっており、未登録の状態で飼養されている犬がいると考えられる。

2 猫の個体数推計

飼育実態調査によると、都における住居形態別の世帯数から推計した猫の個体総数は約 111 万頭であった。

平成 18 年度に比べ総数は増加しているが、いわゆる野良猫の推計頭数は約 15 万頭から約 6 万頭へ減少している。

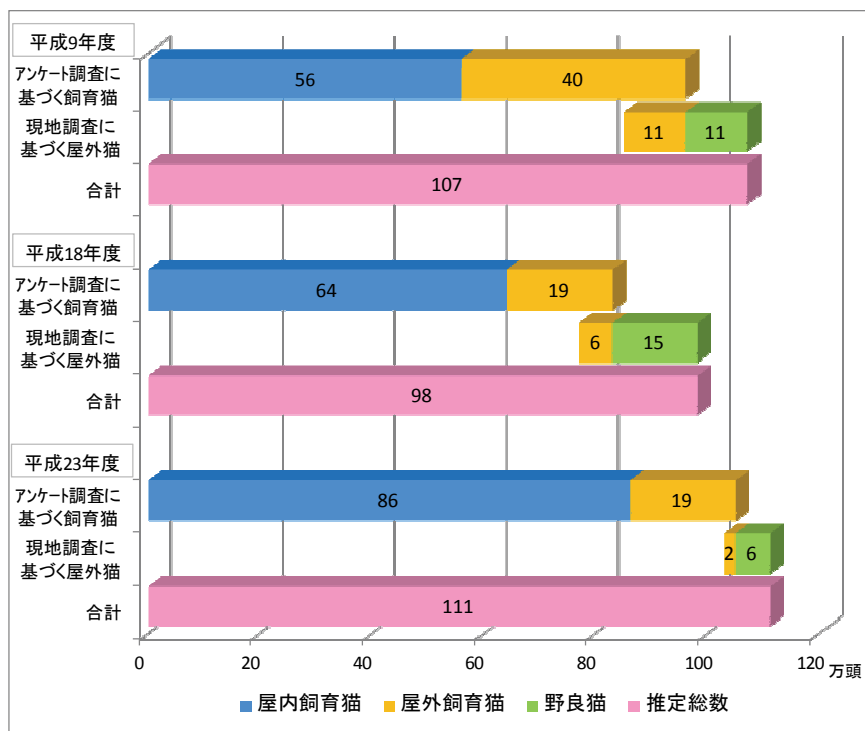


図 2 猫の推定個体数の推移 飼育実態調査より

3 狂犬病予防注射接種率

平成 24 年度の狂犬病予防注射の接種率は、全国が 72.4%、東京都が 73.7% であり、平成 18 年度の全国 74.0%、東京都 74.4% と比べると、全国が 1.6 ポイント、東京都が 0.7 ポイント低下している。

都内の犬の個体数を住居形態別の世帯数から推計した約 67 万頭とした場合、狂犬病予防注射の接種率は、大きく低下する。

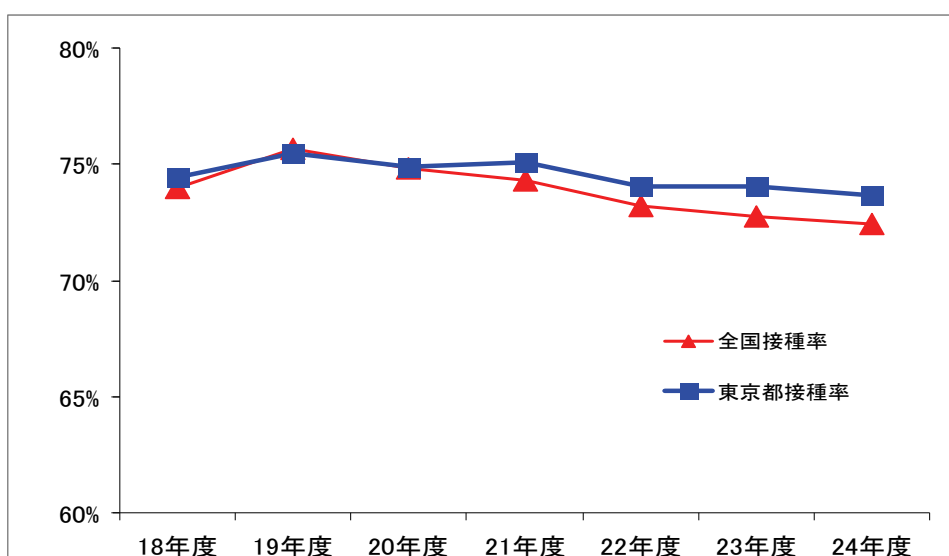


図 3 狂犬病予防注射接種率の推移 厚生労働省、東京都統計より

4 動物による危害と苦情

平成 24 年度の犬のこう傷事故件数は 313 件で被害者数は 313 人であった。平成 18 年度以降、件数及び被害者数はいずれも 400 前後で推移している。

また、平成 24 年度の動物による苦情件数は 10,294 件であり、平成 18 年度の 19,822 件と比べ約 9,500 件減少している。主な苦情は、ふん尿・悪臭に関するものが 2,925 件、捨て犬・猫に関するものが 1,410 件であった。

表 3 東京都における犬のこう傷事故件数

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 事故発生件数(件) | 380 | 420 | 402 | 451 | 356 | 337 | 313 |
| 被害者数(人) | 384 | 428 | 403 | 453 | 369 | 348 | 313 |

東京都統計より

表 4 東京都における動物による苦情件数

(件)

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 野犬・放し飼い等 | 1,693 | 1,025 | 861 | 854 | 868 | 711 | 475 |
| 捨て犬・猫 | 4,357 | 2,694 | 2,763 | 2,373 | 2,064 | 1,982 | 1,410 |
| ふん尿・悪臭 | 4,522 | 4,113 | 4,699 | 4,490 | 3,155 | 3,297 | 2,925 |
| 鳴き声 | 1,171 | 991 | 1,373 | 1,115 | 889 | 961 | 868 |
| 負傷 | 1,504 | 945 | 995 | 918 | 672 | 594 | 690 |
| その他 | 6,575 | 5,970 | 6,176 | 5,510 | 4,810 | 4,372 | 3,926 |
| 合計 | 19,822 | 15,738 | 16,867 | 15,260 | 12,458 | 11,917 | 10,294 |

東京都統計より

5 動物の愛護及び管理に関する法律等の改正

(1) 改正の経緯

動物愛護管理法については、平成 18 年に施行された改正法の附則により、施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況について検討をくわえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。そのため、国は、平成 22 年 8 月に中央環境審議会動物愛護部会の下に動物愛護管理のあり方検討小委員会を設けて検討を進め、平成 23 年 12 月に「動物愛護管理のあり方検討報告書」が取りまとめられた。

本報告書を受け、法改正に先行して、関係政省令等が平成 24 年 1 月及び 5 月に改正され、同年 6 月に施行され、動物愛護管理法が平成 24 年 9 月に改正された(平成 25 年 9 月 1 日施行)。また、平成 25 年 3 月、4 月及び 8 月に関連した政省令及び告示が改正された。

(2) 政省令等の改正内容(平成 24 年 6 月施行)

ア 動物取扱業の追加

(ア) 動物の販売をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこと(競りあっせん業)

(イ) 有償で動物を譲り受けて飼養を行うこと (譲受飼養業)

イ 犬及び猫の夜間展示の禁止

(ア) 夜間展示に係る飼養管理基準、遵守基準の改定

犬・猫の夜間 (午後 8 時から午前 8 時まで) の販売、展示等禁止 (いわゆる「猫カフェ」について経過措置あり) 等

(イ) 登録等申請時の記載事項への「営業時間」追加

(3) 法改正の主な内容 (平成 25 年 9 月施行)

ア 動物取扱業の適正化

(ア) 犬猫等販売業に係る特例の創設

① 幼齢個体の安全管理、販売が困難となった犬猫等の扱いに関する犬猫等健康安全計画の策定及びその遵守

② 飼養又は保管する犬猫等の適正飼養のための獣医師等との連携の確保

③ 販売困難となった犬猫等の終生飼養の確保

④ 犬猫等の繁殖業者による出生後 5 6 日*を経過しない犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止

* 施行後 3 年間は 4 5 日、その後別に法律で定める日までの間は 4 9 日。以下同じ。

⑤ 犬猫等の所有状況の記録・報告

(イ) 動物取扱業者に係る規制強化

① 感染性の疾病の予防措置や、販売が困難になった場合の譲渡しについて努力義務として明記

② 犬猫等を販売する際の現物確認・対面説明の義務付け

(ウ) 狂犬病予防法、種の保存法等違反を、第一種動物取扱業に係る登録拒否及び登録取消事由に追加

(エ) 第二種動物取扱業の創設

飼養施設を設置して動物の譲渡等を業として行う者に対し、飼養施設を設置する場所ごとに、都道府県知事等への届出を義務化

イ 多頭飼育の適正化

(ア) 騒音又は悪臭の発生等、勧告・命令の対象となる生活環境上の支障の内容を明確化

(イ) 多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態を、勧告・命令の対象に追加

(ウ) 多頭飼育者に対する届出制度について、条例に基づき講じることができる施策として明記

ウ 犬及び猫の引取り

(ア) 都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合に、その引取りを拒否できる事由を明記

(イ) 引き取った犬又は猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定を設定

エ 災害対応

(ア) 災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を、動物愛護管理推進計画に定める事項に追加

(イ) 動物愛護推進員の活動として、災害時における動物の避難、保護等に対する協力を追加

(4) 「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の改正

法改正を受けて、動物愛護管理法第 5 条第 1 項の規定に基づく環境省告示「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)が平成 25 年 8 月に改正公布された。

基本指針改正の主な内容

1 今後の施策展開の方向

今後の施策別の取組に次の事項が新たに記載された。

- ・所有者等の責務のうち、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることを積極的に広報
- ・動物との触れ合い事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要
- ・平成 35 年度の犬及び猫の引取数を、平成 16 年度比 75% 減となる 10 万頭を目指す。
- ・適正飼養、愛護動物の殺傷・虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底等を行うとともに、警察との連携をより一層推進することにより、遺棄・虐待の防止を図る。
- ・飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取数削減の推進を図る。
- ・特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、適切な説明を実施し、理解させるよう指導
- ・所有明示措置の必要性に関する意識啓発や研究開発の促進を図るなどにより、犬又は猫に関する所有明示の実施率倍増を図る (特にマイクロチップの普及を推進)。
- ・現行登録制度の遵守を引き続き推進するとともに、犬猫等販売業に係る特例、幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止規定、現物確認・対面説明の義務化、第二種動物取扱業者の届出制度等、新たな規制の着実な運用を図る。
- ・「3R の原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知が、同基準の解説書の作成等を通して効果的かつ効率的に行われるようにするとともに、実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を収集
- ・災害時における産業動物の取扱いについて、情報共有を図りつつ関係省庁が協力して検討
- ・動物愛護管理推進計画に加えて地域防災計画にも動物の取扱い等に関する位置づけを明確化すること等を通じて、所有者 (飼い主) 責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図る。
- ・災害時に民間団体と協力する仕組みや自治体間で広域的に対応する体制の整備を推進
- ・被災動物への対応、不適正飼養等の事案への対応等に、動物愛護推進員を活用
- ・適正飼養に関する専門的知識及び技能等を保持する人材をより活用していくため、人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討

2 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

- ・計画期間を、平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 10 年間に変更
- ・計画の記載項目に、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項を追加

第 2 動物愛護管理行政の現状

1 動物の捕獲・収容、引取り等

狂犬病予防法、動物愛護管理法及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例（以下「都条例」という。）に基づく犬の捕獲・収容数、犬猫の引取数及び負傷した犬猫等の収容数の総計は、平成 24 年度は 3,604 頭であった。平成 18 年度の 9,566 頭と比べると約 60% 減少している。

特に引取りにおいては、平成 21 年度から平成 23 年度まで、所有者からの子犬の引取りはなく、放し飼いの犬の減少や屋内飼養の普及（飼育実態調査結果によると平成 23 年度の犬の屋内飼養の割合は 85.2%）等によりみだりな繁殖の防止が図られていることが伺える。

また、平成 24 年度の所有者及び拾得者からの子猫の引取数は、それぞれ 120 頭、1,720 頭であった。平成 18 年度の引取数 530 頭、4,844 頭と比べるとそれぞれ約 80%、約 60% 減少しており、屋内飼養の普及（飼育実態調査結果によると平成 23 年度の猫の屋内飼養の割合は 71.6%）や飼い主のいない猫対策の推進により屋外における猫のみだりな繁殖の防止が図られていることが伺える。

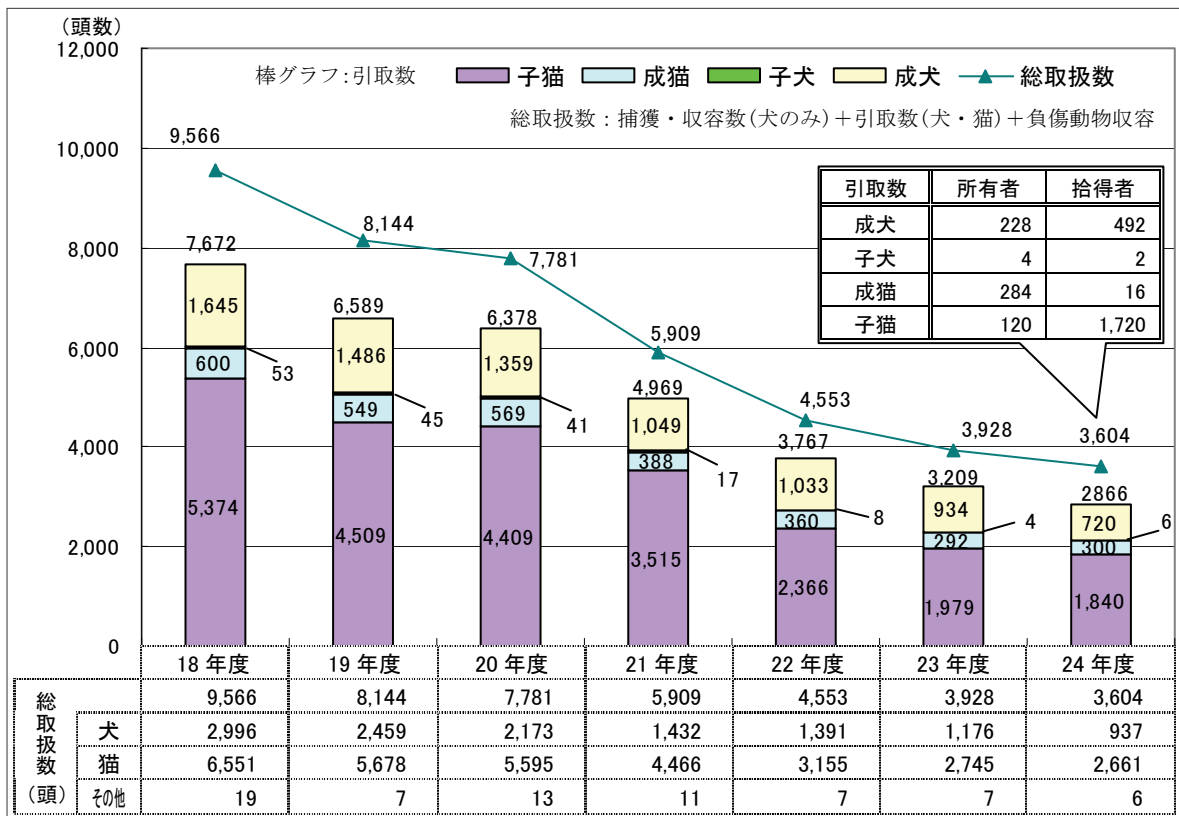


図 4 東京都における動物の総取扱数及び引取数の推移 東京都統計より

2 動物の返還・譲渡・致死処分

都内で捕獲・収容、引取りされた犬猫等のうち、平成 24 年度に飼い主に返還された頭数は、犬 403 頭、猫 27 頭であり、新しい飼い主への譲渡数は、犬 341 頭、猫 428 頭であった。

致死処分されずに飼い主又は新しい飼い主に引き渡された割合 (返還・譲渡率 = (返還数 + 譲渡数) ÷ 総取扱数 (捕獲・収容数 + 引取数 + 負傷動物収容数) × 100) は、犬 79.4%、猫 17.1%であった。平成 18 年度の犬 81.5%、猫 3.1%と比べると犬は横ばい傾向であるが、猫は 14.0ポイント増加している。

高齢、攻撃的な性格、重度の負傷や病気など健康上の問題がある場合など、譲渡が難しい個体や、衰弱や感染症によって成育が極めて困難な飼い主がいない生まれて間もない子猫などについては、返還、譲渡に至らなかった場合は致死処分となる。平成 24 年度の致死処分数は 2,404 頭 (内訳: 犬 186 頭、猫 2,212 頭、その他 6 頭) であった。平成 18 年度の 6,921 頭 (内訳: 犬 557 頭、猫 6,348 頭、その他 16 頭) と比べると 65.3%減少している。致死処分数の内訳を見ると、子猫が一番多い傾向は変わらないが、平成 18 年度の 5,264 頭 (致死処分数全体の 76.1%) と比べ、平成 24 年度は 1,549 頭 (致死処分数全体の 64.4%) と、頭数及び致死処分全体に占める割合が減少している。

表 5 東京都における犬猫の返還・譲渡状況

| | | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|--------|---|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 返還数(頭) | 犬 | 1,836 | 1,345 | 1,197 | 657 | 654 | 546 | 403 |
| | 猫 | 17 | 19 | 9 | 15 | 6 | 22 | 27 |
| 譲渡数(頭) | 犬 | 605 | 592 | 573 | 490 | 517 | 389 | 341 |
| | 猫 | 185 | 171 | 334 | 459 | 801 | 398 | 428 |
| 返還・譲渡率 | 犬 | 81.5% | 78.8% | 81.5% | 80.1% | 84.2% | 79.5% | 79.4% |
| | 猫 | 3.1% | 3.3% | 6.1% | 10.6% | 25.6% | 15.3% | 17.1% |

東京都統計より

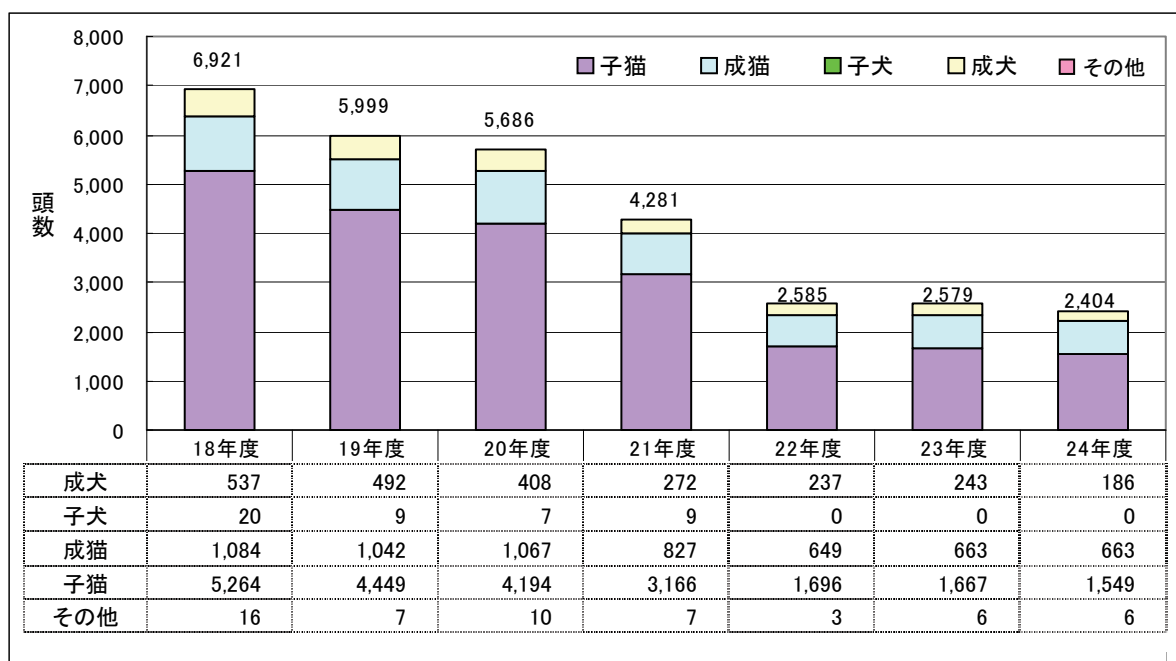


図 5 東京都における致死処分数の推移

東京都統計より

3 動物取扱業に対する監視指導

(1) 動物取扱業の登録数

平成 24 年度における都内の動物取扱業登録施設数は、3,911 施設であり、平成 18 年度の 1,854 施設と比べると約 2 倍に増加している。業種別施設数は、保管業が 2,734 施設と一番多く、次いで販売業が 1,792 施設である。

表 6 東京都における動物取扱業の登録施設数及び種別施設数

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 動物取扱業登録施設数 | 1,854 | 2,799 | 3,198 | 3,503 | 3,795 | 3,803 | 3,911 |
| 動物取扱業種別数 | 2,746 | 4,079 | 4,599 | 5,002 | 5,371 | 5,347 | 5,452 |
| 販売業 | 1,023 | 1,531 | 1,715 | 1,864 | 1,976 | 1,848 | 1,792 |
| 保管業 | 1,318 | 1,867 | 2,115 | 2,295 | 2,485 | 2,599 | 2,734 |
| 貸出業 | 100 | 151 | 159 | 175 | 183 | 165 | 167 |
| 訓練業 | 225 | 401 | 459 | 501 | 546 | 552 | 562 |
| 展示業 | 80 | 129 | 151 | 167 | 181 | 183 | 195 |
| 競りあっせん業 | | | | | | | 1 |
| 譲受飼養業 | | | | | | | 1 |

東京都統計より

(2) 動物取扱業の監視指導

動物取扱業の登録制度は、平成 18 年の動物愛護管理法改正の際に新たに創設されたため、平成 18 年度及び平成 19 年度は新規登録申請が多く、監視件数がそれぞれ 2,939 件、2,299 件となっている。登録の有効期間が 5 年間であることから、平成 23 年度及び平成 24 年度が登録更新申請の時期にあたり、監視件数はそれぞれ 3,879 件、3,195 件と多くなっている。

平成 24 年度の注意指導書交付による行政指導は 11 件、行政処分は措置命令が 1 件、登録拒否が 3 件であった。

表 7 東京都における動物取扱業の監視指導状況

(件)

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 監視件数 | 2,939 | 2,299 | 1,708 | 1,617 | 1,616 | 3,879 | 3,195 |
| 注意指導書交付数 | 21 | 38 | 29 | 17 | 6 | 17 | 11 |
| 行政処分 | 勧告命令 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 措置命令 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 登録拒否 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 |

東京都統計より

4 特定動物の飼養施設に対する監視指導

(1) 特定動物の許可状況

ライオン、わし、わに等の飼養するために許可を要する特定動物*については、平成 24 年度の都内における飼養頭数は 1,493 頭であり、飼養施設は 134 施設であった。飼養施設の分類は、一般(個人)が 87 施設と一番多く、動物取扱業等(動物園を除く) 23 施設、動物園 12 施設、研究機関 12 施設となっている。

飼養施設の分類ごとの特定動物の飼養頭数は、動物取扱業等が 609 頭と一番多く、その内訳はとかげ目が 547 頭、霊長目(ひと科を除く) 32 頭、かめ目 22 頭、それ以外の種類が 8 頭であった。次いで動物園が 548 頭であり、その内訳は霊長目(ひと科を除く) 308 頭、食肉目ねこ科 66 頭、霊長目ひと科 38 頭、たか目 36 頭、それ以外の種類が 100 頭であった。

一般(個人)が飼養している特定動物は、かめ目 54 頭、とかげ目 26 頭、わに目 12 頭、霊長目(ひと科を除く) 9 頭、たか目 3 頭、食肉目ねこ科 2 頭であった。

*特定動物：人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(動物愛護管理法第 26 条)。

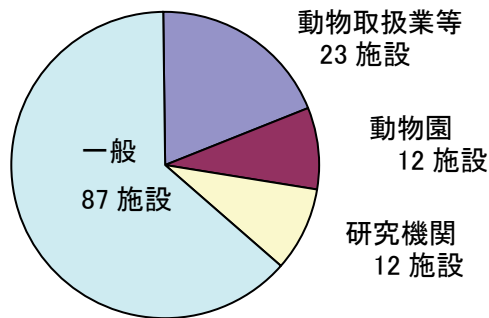


図 6 特定動物の飼養施設分類 (平成 24 年度) 東京都福祉保健局健康安全部調べ

表 8 特定動物の種類別飼養頭数 (平成 24 年度)

(頭)

| | 種類別内訳 | | | | | | | | | | | | | 計 |
|--------|---------------|------------|---------------------|------------|------------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|------|-----|-------|
| | 霊長目 ひと科を除く | 霊長目 ひと科 | 食肉目 ハイエナ科 いぬ科 | 食肉目 くま科 | 食肉目 ねこ科 | 長鼻目 | 奇蹄目 | 偶蹄目 | だちょう目 | たか目 | かめ目 | とかげ目 | わに目 | |
| 飼養頭数 | 578 | 38 | 21 | 14 | 70 | 11 | 5 | 21 | 0 | 41 | 79 | 589 | 26 | 1,493 |
| 飼養施設分類 | 動物取扱業等 | 32 | | | | 2 | | | | 2 | 22 | 547 | 4 | 609 |
| | 動物園* | 308 | 38 | 21 | 14 | 66 | 11 | 5 | 21 | 36 | 2 | 16 | 10 | 548 |
| | 研究機関 | 229 | | | | | | | | | 1 | | | 230 |
| | 一般 | 9 | | | | 2 | | | | 3 | 54 | 26 | 12 | 106 |

※ 動物取扱業のうち、動物園を別掲とする。

東京都福祉保健局健康安全部調べ

(2) 特定動物飼養施設の監視指導

特定動物の飼養又は保管については、平成 18 年の動物愛護管理法改正により、それまでの都条例に基づく許可から法に基づく許可制度となった。このため、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて法許可への切替えが行われ、それに伴い監視件数が増加し、平成 19 年度は 323 件となっている。

なお、特定動物の管理において危害防止は最も重要な事項であり、無許可飼養の毒ヘビによる事故（平成 20 年度：東京都、平成 24 年度：相模原市）や大型爬虫類による死亡事故（平成 24 年度：茨城県）等の発生を受け、東京都は、平成 20 年度及び平成 24 年度に爬虫類を対象として、特定動物飼養者や動物取扱業者を対象とした緊急監視を行っている。

表 9 特定動物の飼養・保管許可施設数及び監視件数

| 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 許可施設数(軒) | 66 | 123 | 138 | 142 | 145 | 140 | 134 |
| 監視件数(件) | 152 | 323 | 279 | 298 | 149 | 181 | 217 |

東京都統計より

第 3 動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況

東京都は、人と動物との共生社会の実現に向け、平成 19 年 4 月に東京都動物愛護管理推進計画（以下「推進計画」という。）を策定した。

推進計画では、期間を平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間とし、5 つの主要課題ごとに 20 の重要施策、48 の事業を定め、それぞれの施策の推進により、動物の引取数や致死処分数の減少、犬猫の返還・譲渡率の増加等を目指している。

都におけるこれまでの数値目標の達成状況及び施策の取組状況は次のとおりであり、その状況はおおむね良好であった。

1 飼い主の社会的責任の徹底

飼い主が責任を持って適正に動物を飼養することによって、動物に関わる近隣トラブルをなくし、動物が地域の一員として受け入れられていく社会を目指し、以下の施策が進められている。

(1) 適正飼養の普及啓発の強化（施策 1）

飼い主による動物の終生飼養、適正飼養を徹底させるためには、まず、動物の安易な飼養開始を防止することが必要である。このため、都民に対して、適正飼養講習会や動物愛護相談センターにおける譲渡関係講習会により普及啓発を進めるとともに、都民が動物を購入する際に、動物を飼うことに伴う責務について十分な説明を受けられるよう、動物取扱業者への指導が行われている。

また、区市町村や関係団体等と連携し、飼い主がよく利用する動物病院、動物取扱業等の施設に適正飼養に係るパンフレットなどの普及啓発資材を配布するなど、飼い主の目に付きやすい場所での普及啓発が行われている。

動物の遺棄・虐待への対応としては、平成 22 年 2 月の国通知（「飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について」）に基づき、警視庁あてに動物の遺棄・虐待への対応に関する動物愛護管理担当部署との連携を依頼するとともに、各警察署あて飼育改善指導が必要な例を示し、情報共有が図られている。

一方、動物の遺棄・虐待への個別対応としては、必要に応じて動物愛護団体等と連携を図り、適正飼養の助言、指導、動物の引取り等が行われている。

(2) 犬の適正飼養の徹底（施策 2）

狂犬病予防法等の法令に基づく飼い主の責務の遵守は、飼い主自身や周りの都民に対する危害防止のために重要な事項である。

特に、都における狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数に対する狂犬病予防注射接種済票の交付率は 75%前後で推移しており、未登録の犬の存在も考慮すると、その割合は更に低くなるため、わが国に狂犬病が発生した際の狂犬病予防注射による防疫効果への影響が危惧される。

そのため、登録・狂犬病予防注射接種率の向上を目指して、都、区市町村、関係団体が連携を図り、動物病院等での鑑札交付・注射済票交付代行など飼い主が手続きをしやすい環境の整備等の取組が進められている。平成 25 年 4 月現在、こうした取組を行っている区市町村は 15 区 16 市町村となった（平成 18 年度 11 区 11 市）。加えて、都と区市町村の動物愛護管理担当者による検討会が設置され、登録・狂犬病予防注射接種率向上を目指した普及啓発資材の作成等の取組が行われている。

また、犬の飼い主が利用する施設の一つであるドッグランのうち、都立公園では、管理者やドッグランの管理に携わるボランティアと連携して、飼い主の法令遵守を利用条件とする仕組みづくりや講習会を通じた普及啓発などの取組が行われている。

さらに、犬によるこう傷事故の未然防止を図るため、パンフレットや犬のしつけに関するテキストなどを作成し、区市町村を通じて、また、犬の譲渡関係講習会等の機会に配布している。

また、こう傷事故は小さな子供が被害者となることが多いことから、動物愛護相談センターが小学校低学年を対象として実施している動物教室に、こう傷事故防止のプログラムが取り入れられている。

事故防止や生活環境の保全については、公園等の公共の場所でのノーリード（放し飼い）やふんの放置をなくすよう、都、区市町村や公共施設管理者等が協力して、監視指導を行っているほか、動物愛護推進員等の協力のもと普及啓発が行われている。

(3) 猫の適正飼養の徹底 (施策 3)

猫の適正飼養に向けた施策のうち、飼い猫対策については、猫の飼養三原則(「屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「個体標識の装着」)の徹底を図るための取組が進められている。

このうち、屋内飼養の推奨については、交通事故や感染症の予防など、屋内飼養の利点について記載した猫の飼い方に関するパンフレットやパネルを作成し、譲渡関係講習会や、都、区市町村のイベント等で普及啓発が行われている。飼育実態調査によると、都内の飼い猫のうち屋内飼養されているものは71.6%であった(平成18年度調査 60.1%)。

不妊去勢手術の実施については、同じく飼育実態調査によると、飼い猫でメス86.3%、オス85.0%であった(平成18年度調査 飼い猫でメス86.1%、オス88.7%)。

個体標識の装着に関しては、前述のパンフレットのほか、災害に備えた飼い主の日ごろの準備としての重要性を鑑み、ペットの防災に関するパンフレットや普及啓発パネル等により普及啓発が行われている。しかし、飼育実態調査によると、個体標識をしている飼い猫は16.1%と非常に低い結果であった(平成18年度調査 18.0%)。

また、飼い主のいない猫を巡るトラブルの解決に向けて、住民主体の取組のきっかけとするために、猫に餌を与えている人、猫の嫌いな人、迷惑に感じている人等それぞれの立場にあわせたパンフレットを作成し、区市町村、動物愛護推進員等を通じて町会・自治会等地域に配布するなど、飼い主のいない猫対策の考え方について普及啓発が行われている。

(4) 特定動物等の飼養許可及び適正管理の徹底 (施策 4)

特定動物は人に危害を与えるおそれが高く、一般の動物の飼い主以上に飼養する上での社会的責任の徹底が求められる。このため、飼養又は保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別の実施及び実施後の都への届出等を確実に実施することについて、施設の監視指導や動物取扱業者による販売時の事前説明等を通じて、飼い主に周知されている。また、これから飼い始めようと考えている都民に対して、許可申請の事前相談等の機会を通じて、安易な飼養の防止と許可制度の内容について周知徹底が行われている。

昨今、特定動物による死傷事故(ヒグマ、アミメニシキヘビによる事故事例等)や無許可飼養による事故(毒ヘビ無許可飼養による事故事例等)も発生している。都内では、特に爬虫類について、動物園等の施設だけではなく、一般家庭において飼養されている個体も多いことから、緊急監視等により、逸走防止等管理の徹底について指導が行われている。

(5) 高齢動物の飼養への対応 (施策 5)

飼っている動物が高齢となった場合の世話は、飼い主にとって大きな負担となることもある。高齢動物への対応については、飼い始める際に検討しなければならない事項の一つとして、普及啓発が行われている。特に飼養数の多い犬、猫の飼い主に対しては、区市町村や東京都獣医師会等を通じて配布しているパンフレットにより、高齢特有の病気や機能障害への対応や、回復が見込めず苦痛を伴うような病気になってしまった場合などの治療等の対応も含めた、かかりつけ獣医師の関与の必要性が周知されている。

2 事業者の社会的責任の徹底

動物取扱業者が、飼い主の社会的責任の自覚を促し、人と動物との調和のとれた真の共生社会創生の牽引車^{けん}となっていくことを目指し、以下の施策が進められている。

(1) 動物取扱業の監視の強化 (施策 6)

平成 24 年度の都内の動物取扱業者の登録施設数は約 3,900 施設である。多数の事業者に対する監視指導を効率的に行うとともに、事業者の主体的な取組を促進するため、事業者評価制度を構築し、事業者が守るべき基準の遵守状況を評価して、評価の低い事業者に対して重点的に監視指導が行われている。

平成 18 年度及び平成 19 年度に登録した事業者等を中心に検査が行われ、平成 24 年 6 月現在 1,710 事業者について評価が終了している。ほぼすべての評価項目について良好な結果であった事業者 (A 評価) は 44%、一部遵守事項が守られていないが、直ちに改善が見込める事業者 (B 評価) は 53%、改善までに重点的な監視指導を要する事業者 (C 評価) は 2%、登録基準等の遵守に問題があり重点的な監視指導により早急な改善を要する事業者 (D 評価) は 1%であった。評価結果に基づく計画的な監視指導とともに、引き続き、評価を終えていない事業者に対する立入検査が行われている。

また、平成 18 年度の法改正によりペットシッターなどの保管業、インターネットによる販売業が、平成 24 年度の政省令改正により譲受飼養業、競りあっせん業が追加された。これらの新しい業態に即した適切な監視を実施するため、監視指導などの機会を通じて業務の実態等について情報収集が行われている。

さらに、特定動物を取り扱う販売業者に対しては、無許可飼養の防止や事故の発生防止のために、購入者の特定動物飼養許可の有無を確認するとともに、購入者に対して個体識別の実施及び実施後の都への届出や逸走防止措置等について周知するよう指導が行われている。

不適正な営業者に対しては、都民からの苦情相談等の情報に基づき、施設の監視指導が実施されているほか、インターネット販売における広告等に関する動物愛護推進員からの情報等に基づき、改善のための指導が実施されている。

(2) 動物取扱業への指導事項の拡大 (施策 7)

平成 18 年度の動物愛護管理法の改正により、動物取扱業者への指導事項は細分化、拡大した。

特に販売業においては、販売時の事前説明において、飼い主の自覚と負担に関する説明を実施することが義務付けられている。こうした事業者の責務は、年に 1 回の受講が義務付けられている動物取扱責任者研修において遵守の徹底が指導されている。

また、動物福祉や問題行動の発現等への影響を考慮し、通常監視において幼齢動物の販売抑制を図るための指導が行われている。

(3) 動物取扱業の資質の向上 (施策 8)

動物取扱業者における動物の適正な取扱いを徹底するためには、事業者の資質の向上を図る必要がある。

動物取扱責任者研修において、初回研修者に向けたテキストに基本的な法令等に関する知識と求められる社会的責務についての内容を加えるなど、必要とされる知識が総合的に習得できるものとするとともに、外部講師を活用し動物の取扱いに関する必要情報を適宜提供できるようカリキュラムが工夫されている。

また、事業者による動物の取扱い等のレベルを向上させるため、事業者への自主管理点検票の活用を促すとともに、動物由来感染症の予防や動物の適正な管理に関して自主管理の導入を促すパンフレットを作成し、法令に定められた動物取扱業者が遵守すべき事項について指導を行うなどの取組が行われている。

(4) 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援 (施策 9)

動物取扱業の従事者の資質の向上を図るためには、将来動物取扱業に従事する人材を養成する専門学校等における教育を充実させることが効果的である。そのため、人材育成施設の教員を対象とした研修会に試行的に講師を派遣し、関係法令に関する情報提供が行われた。現在は、動物愛護相談センターが実施する講習会、見学実習などへの専門学校の学生等の受入れが行われている。

平成 20 年度に東京都が実施した専門学校の飼養実態調査では、調査対象校においては、動物の取扱い、動物由来感染症対策において、特段の問題は見られなかった。

(5) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応 (施策 10)

畜産業者等に対して、家畜防疫等の観点から関係部局と連携し、許可施設である畜舎等における動物の取扱いや施設の管理について監視指導が行われている。

また、実験動物施設については、基本指針において「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づく自主管理を基本として実験動物を取扱うこととなっている。実験動物が適正に取り扱われるよう「3Rの原則」(代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement)

等を普及啓発していくため、東京都は、平成 20 年度に中型のサル等の特定動物の飼養許可を有する大学、病院、研究機関などを中心に、実験動物の飼養状況について、アンケート調査を実施した。

調査の結果、都内の実験動物施設では、基準等に基づき、マニュアル等の文書により継続的かつ安定的な自主管理が適正に行われていることが明らかとなっている。

実験動物施設における実験動物の飼養状況の把握については、国による定期的な調査が行われていることから、今後は東京都による定期的な調査による実態把握の必要性は低いと考えられた。

3 地域特性を踏まえた取組の推進

地域の動物愛護管理の問題と高齢者福祉や子供の健全育成などの課題とが相互に関連し、相まって解決できる豊かなコミュニティの形成を目指し、以下の施策が進められている。

(1) 動物愛護推進員の活動の活性化 (施策 1 1)

動物愛護推進員の委嘱数は、現在、約 300 名である。現在の委嘱規模において、関係機関からの協力や、動物愛護推進員同士の交流が円滑に行われるよう、支援が行われている。

支援策の一つとして、動物愛護推進員と区市町村や地域の動物愛護推進員同士の協力体制を構築し、活動の活性化を図るため、動物愛護推進員の人材情報を活動分野別に整理し、区市町村、関係団体に情報提供されている。

また、動物愛護推進員のスキルアップのための研修の充実や、同様の活動を行う動物愛護推進員同士の情報共有の場として、平成 20 年度から活動分野別の連絡会の開催などの取組が行われている。

さらに、動物愛護推進員制度が都民に周知されることで活動がしやすくなることから、ホームページでの情報提供や普及啓発パネルのイベントでの展示などによる制度の紹介や、活動時に使用できるリーフレットの作成などが行われている。

(2) 集合住宅における動物の適正飼養の推進 (施策 1 2)

都内においてはペット飼養可の集合住宅が増え、入居者、住宅供給者、管理者の集合住宅における動物の管理の重要性に関する認識が高まっている。

集合住宅における動物飼養については、それぞれの住宅、地域の事情に即した管理規約等が整備される必要があるため、平成 6 年度に東京都が作成した「集合住宅における動物飼養モデル規程」や平成 21 年度に国が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」等を活用して都、区市町村による助言、指導が行われている。

(3) 高齢者の動物飼養への支援 (施策 13)

動物を飼養する一人暮らしの高齢者が、突然の入院などで動物の飼養継続が困難になった場合の対応や、多頭飼育等による問題を未然に防止するための方策について、動物愛護推進員や、動物愛護団体等の意見を聞き検討が行われた。飼い主からの動物の一時預かりは、動物の管理等引き受ける側の負担が大きく、一定のルール作りは困難であるため、飼い主の所有権放棄による譲渡対応が望ましいとの結論となっている。

個別の事例については、動物愛護推進員や関係機関と動物愛護相談センターの連携を基礎とした、引取り等の相談対応が行われている。

(4) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充 (施策 14)

地域における飼い主のいない猫対策は、地域住民やボランティア、住民に身近な行政窓口である区市町村が連携して実施することが必要であり、対策を推進するため、以下の取組が進められている。

まず、飼い主のいない猫問題への取組を始めたばかりの地域や、効果的な対策が見出せずに苦慮している地域、子猫の引取件数の多い地域等、猫に関する問題を有する地域を抱える区市町村が、東京都が作成したガイドブックを参考とした取組を導入する際に、都の補助事業による支援や、動物愛護相談センターによる専門的技術的支援が行われている。

また、飼い主のいない猫対策が、単なる餌やりと誤解されることや、地域での対立を招くことを防止するため、ボランティア等活動者向けのリーフレットにより、地域住民の理解を得ることの重要性が周知されている。さらに、ボランティアが活動しやすい環境をつくるため、飼い主のいない猫対策の趣旨や手法について都民の理解が進むよう、各種イベントを通じて区市町村、動物愛護推進員等による普及啓発が行われている。

公園や河川敷、公共施設などで発生している猫の問題についても、飼い主のいない猫対策が検討され、その取組の一例として、都立公園における、動物愛護相談センターによる専門的技術的支援を中心とした事業が進められている。

(5) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援 (施策 15)

動物愛護や動物由来感染症の予防等に関しては、子供の成長過程に応じて学校で継続的に教えていくことが効果的であるため、関係部局と連携した普及啓発が検討されており、小学校において動物愛護相談センターが実施している動物教室の成果を教職員研修センターにおいて紹介するなどの取組が試行的に行われている。

小学校における動物教室については、実施体制を充実するために、講師やその補佐として地域の動物愛護推進員の協力を得ているほか、動物愛護推進員が小学校と連携し、独自に動物教室を実施することも検討されている。

学校教育における動物愛護等の普及において、学校で飼養している動物を活用している事例もあり、その場合、動物の取扱いが適正に行われる必要がある。現在、都における学校飼養動物に関する事業については、東京都獣医師会との連携により、教職員等を対象とした動物の適正飼養に関する研修や、動物由来感染症に関する講習会が実施されており、日々の飼養管理、感染症予防、動物の疾病及び死亡等への対応などが周知されている。

4 致死処分数減少への取組

致死処分数の減少は、飼い主への適正飼養の普及をはじめ、様々な取組の成果が結びついて達成されるものである。中でも、引取り、収容された動物の生存を可能な限り追求する取組として、具体的数値目標を設定し、以下の施策が進められた。

(1) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり (施策 16)

東京都は、動物愛護相談センターに引取り、収容された犬や猫の譲渡数を増加させるため、ボランティア団体を通じた譲渡を推進するとともに、譲渡対象となる動物の基準や譲渡対象者の範囲などの見直しを行った。

また、譲渡を継続的に推進していくためには、新たに犬や猫を飼い始めようとする人が、動物の入手先として動物愛護相談センターや譲渡事業を行う団体を選択することが、ごく普通のこととして行われるような社会にしていくことが必要である。このため、東京都は、譲渡制度に関するリーフレットを作成し、区市町村等を通じて周知するほか、動物愛護相談センターのホームページにおいて譲渡を受けた都民の体験談を公開するなど、譲渡制度の認知度を高める取組を進めている。

(2) 数値目標の達成状況

第3の1から4までの重要課題に対する施策を実施することにより、致死処分数の減少に向けた推進計画の数値目標は、現時点でほぼ達成されており、進捗状況は良好である。

この成果は、都民の適正飼養・終生飼養の意識が向上したことに合わせ、動物愛護ボランティア等による地域の動物の適正管理が進められてきた結果であり、特に、子猫の引取数・致死処分数が減少したことが大きく寄与しているものである。また、猫の譲渡についても、動物愛護団体等との協力・連携により着実に推進されていることが伺える。

しかしながら、「犬の返還・譲渡率」については目標値を下回っており、推進計画を策定した平成19年度以降、80%前後で推移し、目標値である85%以上に増やすことはできていない。これは、引取数・致死処分数が大きく減少する中で、矯正困難な攻撃性、回復困難な疾病及び高齢等、譲渡が難しい個体が、捕獲・引取り・収容されており、その割合が減少していないことが原因と考えられる。

* 具体的数値目標の達成状況 まとめ

| 指 標 | 平成18年度実績 | 目 標 (平成28年度) | 平成24年度実績 (対平成18年度比) |
|----------|----------|-----------------|------------------------|
| 動物の引取数 | 7,672頭 | 半 減 | 2,866頭 (▲62.6%) |
| 動物の致死処分数 | 6,921頭 | 55%削減 | 2,404頭 (▲65.3%) |
| 犬の返還・譲渡率 | 81.5% | 85%以上に増加 | 79.4% |
| 猫の返還・譲渡率 | 3.1% | 10%以上に増加 | 17.1% |

東京都福祉保健局健康安全部調べ

5 都民と動物の安全の確保

動物由来感染症や災害等の発生に備えて、平常時から万全の対策を講じることにより、発生時において、飼い主と動物、そして都民の安全を確保するため、以下の施策が進められた。

(1) 動物由来感染症への対応能力の向上 (施策17)

東京都は、平成18年度に設置した動物由来感染症関係局連絡調整会議を活用して、感染症発生時に迅速に対応できるよう連絡体制を構築するとともに、狂犬病発生時対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づく訓練を行っている。

さらに、感染症発生時に飼養動物等からの検体の採取や検査が円滑に行えるよう、動物由来感染症発生時対応マニュアルに基づき訓練を実施するなど動物愛護相談センターの対応体制を整備し、健康安全研究センターと連携した取組体制の充実が図られている。

また、ペット動物における人への感染のおそれのある動物由来感染症の発生状況を把握するため、東京都獣医師会と協力して動物病院における感染症の診断状況を集約するとともに、サンプリング調査を行うなど、発生状況のモニタリングが行われている。

(2) 動物由来感染症の普及啓発 (施策18)

感染症が発生した場合の知識不足による都民の不安やパニックを防止するため、東京都が実施する動物由来感染症に関する調査事業について、動物由来感染症検討会において検証し、その結果を反映させたパンフレットやホームページ等により情報提供が行われるなど、動物の取扱いと感染症の正しい知識に関して普及啓発が行われている。

(3) 災害発生時の動物救援機能等の強化 (施策19)

災害による避難が長期化した場合に、飼い主不明の被災動物を新たな飼い主や一時預かりボランティアに円滑に引き継いでいくため、動物愛護団体や譲渡ボラ

ンティア、更には他縣市とのネットワークを構築していく必要がある。このため、災害対策の活動を行っている動物愛護推進員の把握などの取組が行われている。

また、東京都は、東日本大震災における緊急対策事業の一環として、関係団体からなる東日本大震災東京都動物救援本部と協定を締結し、都内へ避難した被災者の同行動物の一時預かりや譲渡等の支援を行った。同救援本部の活動においては、預かり動物の飼養管理等に学生ボランティアの協力を得るなどの取組が行われた。

(4) 区市町村の災害時対策の推進 (施策 20)

災害発生時には、危害防止、動物愛護の観点から、避難所に飼い主が同行してきた動物や地域に残された動物への対応等、地域における動物救護対策が円滑に行われる必要がある。そこで、東京都は、区市町村に対して、東京都地域防災計画や避難所管理運営の指針等を提示しているほか、東日本大震災における都内避難所での被災者の同行動物への対応や東京都獣医師会との協定締結状況等に関する情報を区市町村に提供し、区市町村における防災計画や災害時動物対応マニュアルの整備等、動物救護体制の整備に関する取組が促進されるよう働きかけている。

第 4 法改正に伴う新たな検討課題

1 多頭飼育の適正化

今回の動物愛護管理法の改正において、多数の動物の飼養又は保管による生活環境上の支障や動物への虐待のおそれ等への対応のため、同法第 25 条における勧告、命令の対象となることを明確化するとともに、同法第 9 条において多頭飼育者に対する届出制について、条例で設けることができる規定が示された。

(1) 多頭飼育への対応

動物に起因する苦情相談については、住民に身近な区市町村が主体となって対応しており、東京都は、広域的、専門的事例について区市町村と連携して飼い主指導等に当たっている。

多頭飼育に起因する苦情相談への対応についても同様に、都、区市町村の動物愛護管理担当部署が住民、動物愛護団体等からの情報に基づき、飼い主への適正飼養に向けた助言、指導を実施し、必要に応じて、動物愛護団体等と連携して飼養管理頭数の適正化のための動物の引取り等の対応を行っている。

しかし、多頭飼育問題について、飼い主への行政指導により飼養状況等の事態が改善した事例は、都、区市町村の動物愛護管理担当部署が把握している事例のうち約 4 割程度である。中には、動物愛護管理担当者が飼い主となかなか接触できない事例や、家に入れず飼養状況が確認できない事例など、適正飼養の指導を行うことが難しく、解決まで長い期間を要する事例もある。

このような対応困難な事例については、例えば、動物愛護管理担当者が、飼い主の生活支援等を行っている地域の福祉保健の関係機関と連携して対応することが事態の改善に効果的な場合もあり、今後は、関係機関との連携が円滑に行われるよう、協力体制について検討していくことが必要である。

また、飼い主の意図しない繁殖により頭数が増えてしまう事例もあることから、繁殖制限措置に関する普及啓発により一層力を入れていく必要がある。飼い主が多頭飼育に係る懸案事項等について、気軽に相談できる窓口を周知することも重要である。

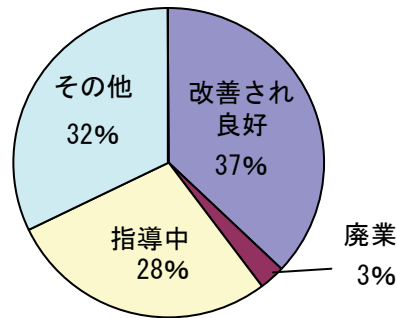


図 7 多頭飼育の問題事例に対する行政指導の結果

東京都福祉保健局健康安全部調べ

(2) 多頭飼育者の届出制の検討

今回の法改正により条例で規定することができるとされた届出制は、多数の動物の飼養等に起因した生活環境上の支障となる事態を未然に防止するために、多頭飼育者を事前に把握し、苦情発生時に速やかに対応することなどを趣旨としている。

多頭飼育について条例に基づき届出させる場合には、届出対象として動物の種類を規定するとともに、動物の種類ごとに飼養管理の内容が異なるため、種類ごとに頭数を設定する必要があるが、その合理的な設定は困難である。

例えば、動物を飼養又は収容する施設について、許可が必要な動物の種類及び数を定めた「化製場等の構造設備の基準等に関する条例」では、犬については 10 頭以上が許可を要する頭数と定められていることを参考として、10 頭以上を届出の対象とすることが考えられるが、都、区市町村が把握している多数の動物の飼養に起因して問題が生じている事例では、10 頭未満の事例が約 2 割ある。

また、2 頭以上を届出の対象とした場合には、猫では、一世帯当たりの平均飼養頭数は約 2 頭であり（飼育実態調査）、極めて多くの飼い主が届出の対象となり、適正に飼養している飼い主への過剰な規制となりかねない。

多頭飼育による苦情の問題は、頭数の問題ではなく、飼い主が適正に飼養していないことに起因しているものである。動物を多頭飼育することは、動物の管理や飼養環境の維持等に一層の配慮が求められるが、多頭飼育の届出制を導入することにより、多頭飼育すること自体が問題であるという社会的な誤解を生じるおそれもある。

また、多頭飼育において、問題となるのは一部の多頭飼育者であり、現在にお

いても、行政等が多頭飼育による苦情を把握し、飼い主に対して指導等を行っている。

さらに、適正飼養を行っている多頭飼育者であっても、例えば、高齢者などにおいては、病気、経済的事情等により、今後、適正に飼養できなくなる可能性もある。こうした多頭飼育者を事前に把握するためには、多頭飼育に起因する苦情対応と同様、福祉保健等関係機関と連携して情報収集し、状況を把握していくことが効果的である。

以上のことから、東京都の現状に鑑み、多頭飼育者の届出制を条例で規定する必要はないと考えられる。

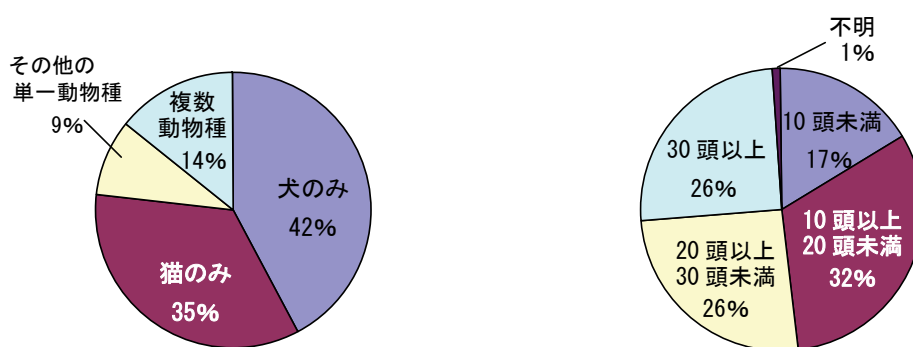


図 8 問題となった多頭飼育事例の対象動物 図 9 問題となった多頭飼育事例の動物数
東京都福祉保健局健康安全部調べ

【猫の飼育世帯率、飼育頭数】

猫を飼育している世帯は 175 軒で、回答者全体の 11.9%であった。また飼育頭数の合計は 317 頭であった。飼育頭数は 1 頭が最も多く、猫飼育世帯の 57.7%を占めた。複数頭飼っている世帯も多く、最多で 13 頭飼っていた。1 軒当たりの飼育頭数は 1.81 頭となった。

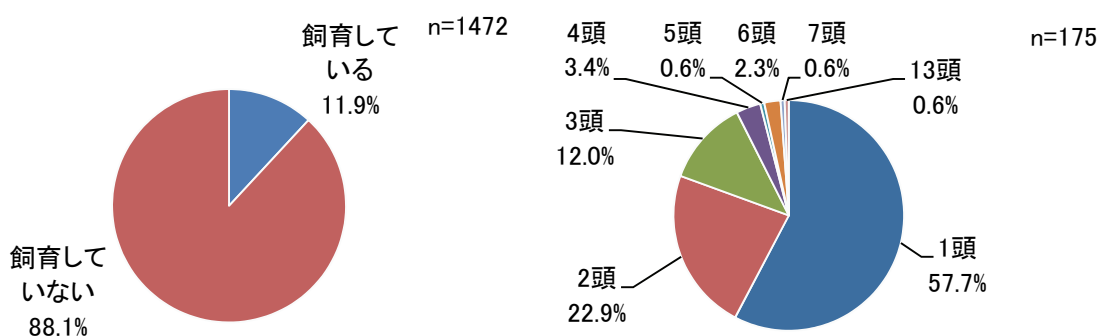


図 10 猫の飼育世帯率 (左) 及び飼育頭数 (右)

飼育実態調査より

2 動物取扱業の規制強化に関する取組

今回の動物愛護管理法の改正により、動物取扱業者に対して犬猫等を販売する際の現物確認・対面説明の義務付け、犬猫等販売業に対して出生後 5 6 日を経過しない犬猫の販売のための引渡し等の禁止等について規制が強化された。また、新たに

第二種動物取扱業の届出制度が創設された。

新たな規制への対応を含む監視強化については、追加事項の周知徹底及び監視項目への追加等により対応し、動物取扱業者に法令の遵守を徹底させる必要がある。また、第二種動物取扱業については、条例改正により必要な規定整備が行われたところであるが、引き続き対象範囲、施設の基準や管理方法について周知徹底していくことが求められる。監視指導の強化の取組等の方向性についても、政省令等の改正を踏まえ検討していく必要がある。

3 災害発生時の動物救護体制の充実強化

今回の動物愛護管理法の改正により、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策が動物愛護管理推進計画において定める事項に追加されるとともに、動物愛護推進員の活動として、災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする事が追加された。

平成 24 年 11 月に修正された東京都地域防災計画では、「動物の同行避難」に関して、区市町村は、避難所等において同行避難動物の飼養場所等を確保することが明記されている。飼養場所を確保する上で、災害時にどれくらいの動物が避難してくるかを想定し、危害防止、動物愛護の観点から、地域、避難所等において円滑に動物の管理が行われるよう体制を整備しておく必要がある。

また、現行の推進計画（災害発生時の動物救援機能等の強化（施策 19））において、災害対策の活動を行っている動物愛護推進員が把握されており、今後も、動物愛護推進員を含め、動物愛護団体等のボランティアや関係機関と連携した、災害発生時における動物救護体制の充実強化について、検討を進めていく必要がある。

4 犬及び猫の引取り

今回の動物愛護管理法の改正において、同法第 35 条に都道府県等における犬猫の引取り拒否に関する規定及び引き取った犬猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定が設けられた。

都における犬猫の引取りについては、現在、都条例第 21 条第 1 項において「知事は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。」と規定し、動物の愛護及び管理に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に基づき運用されおり、やむを得ない理由があると認められない場合には、引取りは行われていない。

また、引き取った犬猫の譲渡についても、都条例第 25 条第 1 項において「知事は、第 21 条第 1 項若しくは第 3 項、第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定により引き取り、又は収容した犬、猫等を、その飼養を希望する者で、適正に飼養できると認められるものに譲渡することができる。」と規定しており、事務取扱要領、犬又は猫等の譲渡実施要綱等に基づき運用されている。

このように、犬及び猫の引取り等に係る都条例等の規定及びその運用方法は、改正後の動物愛護管理法第 35 条の改正趣旨を先行して定めた内容となっている。

今後も都条例等の規定及び運用を徹底していくことで、改正法の趣旨である飼い主に対する飼養動物の終生飼養を促すことによる引取数のより一層の減少を目指していくことが望まれる。

第 5 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方

1 人と動物との共生社会の実現に向けて

今回の動物愛護管理法の改正において、法の目的として、「人と動物の共生する社会の実現を図ること」が条文に追記された。東京都においては、すでに、都条例第 1 条で「この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、都民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。」としており、その目指すべき姿を明らかにしている。

また、東京都は、平成 18 年 12 月にまとめられた前回審議会答申を踏まえて、平成 19 年 4 月、東京都動物愛護管理推進計画を策定したが、その推進計画では、東京都という過密な大都市における動物の飼養実態を踏まえ、「家族の一員から地域の一員へ」をキーワードとし、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指した基本方針を打ち出している。

共生社会として目指すべき姿とは、動物愛護管理の推進が地域コミュニティの活性化を促し、それを基盤として更に動物愛護管理につながる発展の連鎖を生み出す社会であり、そのためには、動物が地域の一員として広く認識されることが必要である。地域の一員としての動物とは、飼い主をはじめとする動物に関わる全ての人々の地域の一員としての自覚と行動によって生まれ定着していくものである。言うならば、個人と地域社会の成熟の上に、はじめて動物は地域の一員となるのである。

現行推進計画は、都条例の目的も踏まえ、共生社会を実現するための動物の愛護及び適正飼養のあり方を示している。「第 3 動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況」に示したとおり、現行推進計画の 5 つの主要課題、20 の重要施策を進めることにより、地域社会における動物の適正飼養や動物愛護に係る様々な取組が推進され、目標値を上回る致死処分数の減少という成果が得られている。

これらの成果は、人と動物との共生社会の実現という基本方針に基づく各種施策が地域コミュニティを活性化させ、地域における動物に関する問題の解決において、地域力を効果的に発動する環境が整いつつあることや、平成 18 年度の法改正以降の新たな制度が動物取扱業をはじめとする動物関係事業者だけでなく、都民にも浸透しつつあることを示すものである。

東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方は、都条例、現行推進計画をはじめとするこれまでの施策の成果を踏まえ、「人と動物との調和のとれた共生社会

の実現」を目指した様々な施策の方向性を継承しつつ、発展させていくことが効果的かつ効果的であると考える。そのためにも、動物愛護管理の推進が効果的に行われるような体制を構築することが重要である。

2 動物愛護管理を効果的に推進するために

動物愛護管理における課題は、飼い主のマナー不足による近隣への迷惑行為や、飼い主のいない猫を巡るトラブルに起因するものなど、地域コミュニティにおける人と動物との関わりに密着したものから、動物の捕獲・収容、動物関係事業者等の監視や動物福祉の問題等の広域的・専門的なものまで様々である。

各課題には、行政、事業者、関係団体、都民それぞれが関与しており、動物愛護管理を効果的に推進するためには、役割分担を明確にし、各者の連携・協働体制を整備していくことが重要である。

(1) 行政の役割

ア 区市町村の役割

動物愛護管理法では、国及び地方公共団体の動物愛護管理に関する事務として、動物の愛護と適正な飼養に関し、法の基本原則にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動や広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならないとしており、全ての区市町村に、東京都と連携した動物愛護管理の普及啓発や地域住民に対する直接的な指導等の役割が期待される。

飼い主のマナー不足や飼い主のいない猫を巡る地域トラブル等、地域に密着した問題については、地域特性を踏まえた区市町村の取組が進められており、具体的には、飼い主のいない猫対策に見られる不妊去勢手術費の助成制度や地域ボランティアと連携した相談対応、住民に対する指導を含めた動物飼養に係るマナー向上対策などが実施されている。

また、狂犬病予防法に規定する犬の登録・狂犬病予防注射に係る事務については、区市町村が所管するところであり、飼い主責務の徹底をはじめとし、狂犬病予防に係る普及啓発、指導が東京都と連携して行われている。

さらに、東日本大震災の経験を踏まえ、東京都や各区市町村の地域防災計画等の修正が行われているが、災害時の動物救護に係る危機管理の取組は、まさに、自助・共助の考えの下で地域コミュニティにおける対応が求められており、区市町村による住民への普及啓発、公助を担う区市町村の体制整備等が重要視されている。

動物飼養の問題を地域コミュニティの問題として捉えたこれらの取組には、区市町村による地域住民の身近な行政窓口としての機能が不可欠なものとなっている。

イ 東京都の役割

東京都の動物愛護管理に係る施策は、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指し、適正飼養の普及啓発、動物の飼養を巡る飼い主や住民の自覚と理解の涵養を目的としたものに重点が置かれ、区市町村による地域コミュニティを活用した取組を支援してきた。

今回の法改正により、飼い主への終生飼養の責務が追加されるなど、適正飼養の普及啓発の更なる充実等を通じて、動物の引取数や致死処分数の減少を目指した一層の取組強化が求められている。

また、動物の多頭飼育問題や遺棄・虐待への対応等、地域コミュニティにおける取組だけでは解決が困難な、多様な関係者との連携・協働を必要とする課題にどのように対応していくのかが問われることとなった。

適正飼養の普及啓発については、東京都と区市町村等との連携した取組が進められているところであるが、さらに区市町村が地域に根ざした動物愛護管理を充実させるためには、今後も東京都が動物愛護相談センターを核とした広域的・専門的支援を行っていくことが求められている。特に、多頭飼育問題や虐待等への対応に関して、今後、東京都には動物の保護管理を所管する広域自治体として区市町村を支援し、関係者との連携、調整機能を果たすなど、更なる連携・協働の体制づくりが期待される。

また、動物取扱業について、東京都は全国で最も登録数が多く、多様な業態が見られる状況にある。このような状況の中、法規制に先行して条例による動物取扱業の規制制度を導入し、実施してきたノウハウを活かし、公衆衛生及び動物の適正管理等に関して獣医師職員による専門的観点から、動物愛護相談センターが事業者を評価し、重点的な監視指導を行っている。

法改正により、従前の動物取扱業が第一種動物取扱業となり、第二種動物取扱業が新設されるとともに、犬猫等販売業に追加義務が課せられるなど、規制が強化された。事業者には制度改正を周知するとともに、専門的観点からの監視指導を充実することが求められている。

今後も、動物取扱業の規制強化への対応を確実かつ効率的に実施し、不適正な取扱いを未然に防止するため、職員の専門性を高めるなど人材育成を図り、動物愛護相談センターを核とした事業者等への監視指導の徹底が不可欠である。

さらに、終生飼養の徹底等による引取数の減少、返還・譲渡の推進拡大による一層の致死処分数の減少を目指していくためにも、動物愛護相談センターが実施する動物の保護管理の現場において、引取り・収容動物を返還・譲渡できるまでの期間、適正な管理を進めて行くよう施設のあり方の検討や専門的人材を育成していくことが望まれる。

狂犬病発生時対策をはじめとする動物由来感染症対策はもとより、災害時の動物救護対策等の危機管理においても、東京都は広域自治体として、広域的・

専門的な対応が求められる。東京都は、伊豆大島噴火災害、三宅島噴火災害等の被災経験があり、東日本大震災における対応を踏まえて、平成 24 年 11 月に地域防災計画を修正している。災害発生時の動物救護活動が円滑に行われるためには、区市町村の取組への支援、調整機能や、行政、関係団体、動物愛護推進員を含むボランティアとの連携・協働体制を実践的なものとするのが重要である。

これらの危機管理対策は動物愛護相談センターを核として実施されており、今後も、施設を有効活用し、危機管理体制をより一層充実させることが望まれる。

(2) 事業者の役割

動物愛護管理法に基づく動物取扱業の登録制度が平成 18 年に施行されてから 7 年以上が経過し、業界のみならず社会的にもその制度が浸透しつつある。

動物取扱業者は、都民が動物を飼い始める際の動物の主な入手先となっており、法令に定められた動物販売時の事前説明を適切に行うことにより、購入者等に動物を飼うに当たっての飼い主としての責務の浸透を図るほか、手本となるような動物の取扱いを実践することで適正飼養の普及啓発も行うという社会的役割を担っている。

法改正により、動物取扱業の適正化として、特に、犬猫等販売業への規制が強化され、幼齢の犬猫等の健康安全計画を作ることや終生飼養の徹底等が事業者の責務として追加された。動物の取扱いに関する専門的知識を有した事業者には、適正飼養、終生飼養を率先して実施していく姿勢を社会に示していくことが望まれるとともに、飼い主への終生飼養の責務が法に明文化されたことを受け、飼い主が適正飼養を徹底するため販売時の事前説明を適切に行うことが益々重要となってきている。

(3) ボランティア・関係団体の役割

ボランティアや関係団体は、地域における動物の適正飼養の普及啓発や動物の保護活動等を行い、都民の身近な相談窓口の一つとして大きな役割を担っている。さらに、行政と連携・協働することにより、行政の様々な施策が地域コミュニティで効果的に運用されることに大きく貢献している。

中でも、行政と連携・協力し動物の愛護と適正飼養に係る普及啓発等の活動を行う者として、動物愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、知事が委嘱する動物愛護推進員については、法改正によって、新たに災害時における動物の避難、保護等に関する行政施策に対する協力が、その活動の一つに追加され、災害対策においても地域への貢献が期待されている。

(4) 都民の役割

人間社会における動物を介在した人と動物との共生社会の実現は、人と人との

関係をどのように構築していくかにかかっている。都内においては、地域コミュニティにおける隣人との関係が希薄化する傾向がみられる一方で、地域住民等による飼い主のいない猫対策や飼い主が犬の散歩を兼ねて地域を見守る「ワンワンパトロール」等の取組が広がっている。動物を飼う人、好きな人のみならず動物を飼っていない人、苦手な人が混在する社会において各人がそれぞれの立場に配慮し、相互理解を深め、人と動物との調和のとれた共生社会を築いていくためのこうした取組は、地域コミュニティの活性化にもつながっている。

取組を進めていくためにも、相互理解の前提として、まず、動物の飼い主が法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じた適正飼養・終生飼養の責務を果たすことが求められる。

3 取り組むべき課題と施策の方向性

人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、今後、重点的に取り組むべき主な課題を以下に挙げる。

平成 19 年 4 月策定の現行推進計画においては、施策目的ごとに 5 つの主要課題と取り組むべき 20 の重点施策が掲げられている。これらについて、東京都の今後の動物愛護管理行政において取り組むべき課題を具体的な取組内容に注目して、4 つの主要課題と取り組むべき事項に再編成し、これに法令等改正、基本指針の改正を踏まえた新たな事項を盛り込み整理した。

(1) 動物の適正飼養の啓発と徹底

動物が地域の一員として社会に受け入れられていくためには、動物に関わる全ての人々の自覚と行動が重要であるが、とりわけ、動物の飼い主による、地域住民と周辺的生活環境への配慮は欠かすことができない。

そのために動物飼養に係る法令に基づく規制事項や、動物の生態、習性、生理に応じた適正な飼養方法について、飼い主が十分に理解し、実践していくことができるよう、現行推進計画に基づき取組を進めてきた飼い主への普及啓発を更に充実させていくことが重要である。

特に、終生飼養、不妊去勢手術の実施などの適切な繁殖制限による飼養頭数のコントロール、所有明示（個体識別）などの責務について、行政が飼い主の自覚を促し、積極的に助言、指導を行っていくことが求められる。

所有明示（個体識別）については、災害時を含めた動物逸走時の飼い主への返還においても意義あることから、鑑札や迷子札等の外見上わかりやすい方法による所有明示を行うとともに、マイクロチップ装着などの対策をとることについても、引き続き普及啓発を行っていくことが重要である。

また、動物の基礎的なしつけ方や集合住宅における適正飼養の方法など、具体的な相談内容に丁寧に対応していくことが効果的であり、都民が適正飼養の情報を入手しやすい環境を整備することが求められている。そのため、相談窓口を明

確にし、担当行政職員の対応能力向上とともに、専門的な内容について相談できる紹介先の把握など、行政の相談窓口としての機能の充実や、都民への講習会の内容・手法等について検討していくことが必要である。

都民が飼養し、身近に接する動物としては、特に犬と猫が挙げられる。

犬については、登録や狂犬病予防注射の接種、鑑札・注射済票の装着、散歩時のリード装着などの飼い主義務の徹底とともに、守るべきマナー、しつけ等について、飼い主の意識向上を図っていくことが必要である。中でも、登録・狂犬病予防注射接種の徹底、鑑札・注射済票の装着義務については、狂犬病予防対策の基本となることから、動物病院やペットフード販売店、ドッグラン等の飼い主等の目に触れやすい場所における普及啓発について更に検討していくことが必要である。加えて、飼い主の利便性も考慮して、動物病院等における鑑札・注射済票の交付代行等を更に促進するなど、飼い主が手続をしやすい環境整備を引き続き推進していくことが求められる。

猫については、これまでも飼い主に対して「屋内飼養の推奨」、「不妊去勢手術の実施」、「個体標識の装着」の 3 原則を普及啓発してきており、一定の成果が得られている。引き続き、飼い猫の適正飼養を普及啓発していくことが重要である。また、区市町村が推進している飼い主のいない猫対策は、地域コミュニティによる主体的な活動として都内全域に広がりつつあり、東京都における子猫の引取数の削減に大きく貢献している。今後は、取組が緒に就いたばかりの地域や飼い主のいない猫によるトラブルの効果的対策が見出せずに苦慮している地域への支援、子猫の引取件数の多い地域に対する働きかけを一層推進し、取組の更なる拡大を図っていく必要がある。

さらに、多頭飼育等の問題事例については、飼い主に対して多チャンネルで対応していくことが問題の解決に効果的であると考えられる。そのため、区市町村の動物愛護管理の行政担当部署が保健福祉等の部署と連携を深めるとともに、獣医師会や動物愛護団体等関係団体、動物愛護相談センターや警察等関係機関、地域の町会、専門家（精神科医、弁護士等）などと連携し、その実態について情報共有し、飼養頭数や飼養環境が適正なものとなるよう、飼い主に対して助言指導を行うことのできる体制づくりが求められている。こうした問題事例への対応を行う体制が構築されることで、多頭飼育に起因する動物への虐待のおそれのある事態や周辺生活環境が損なわれる事態を早期に探知して対応することも可能になると考えられる。

動物の遺棄・虐待防止については、法改正により、罰則が強化され、その抑止効果が期待される場所である。特に、これまで法施行規則に例示されていた虐待の判断基準が法律に明記されるとともに、多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態を把握し、対象動物の虐待防止を図ることが、法第 25 条に新たに明記されたことから、行政、警察等関係機関等が積極的に関与し、事態の未然防止、虐待行為の摘発、事態の改善が期待されている。

しかし、遺棄・虐待疑い事例への対応については、飼い主の置かれた状況、飼養実態等様々なケースが想定されることから、一律の判断基準によるものではなく、事例ごとの慎重な対応が求められる。行政と警察等関係機関との連携を強化するとともに、遺棄・虐待に関する専門研修の受講などにより関係職員を育成し、事例への対応を積み重ねていくことが必要である。

適正飼養・終生飼養の普及啓発を進めていく上で、地域コミュニティの一員として活動するボランティアの果たす役割は重要である。特に、地域の身近な相談員として東京都が委嘱する動物愛護推進員については、普及啓発活動を円滑に行うことができるよう、動物愛護推進員の制度周知を行いつつ、資材やノウハウの面での支援や適正飼養等に係る様々な情報提供により、その資質の向上を図っていくことが求められる。

さらに、動物愛護精神を涵養するためには、学校教育の場における子供の発達段階に応じた啓発が重要である。動物の適正飼養、危害防止及び感染症予防について、子供に伝えるためには、教職員を通じた普及啓発が効果的であると考えられることから、教職員への動物愛護管理に関する情報提供など教育関係者への支援を充実させていくことが求められる。

また、東京都においては、動物愛護相談センターにより、動物愛護推進員と連携した動物教室等の子供への実践的な普及啓発事業が実施されている。今後は、こうした取組を更に推進するとともに、一部で行われている動物愛護推進員独自の動物教室の取組など、先駆的な取組を支援していくことも必要である。

なお、動物教室等の実施にあたっては、取り扱う動物のストレスを考慮し、施設の機能を活用したプログラムや教材等の作成、動物愛護推進員等との連携推進等、効果的な普及啓発の実施方法についてさらに検討を進めていく必要がある。

(施策の方向性)

ア 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化

- 安易な飼養の防止、終生飼養及び繁殖制限措置等の普及啓発の一層の推進
- 所有明示の必要性に関する普及啓発の推進
- 都民が適正飼養の情報を入手しやすい方法の検討（相談窓口、講習会等）
- 適正飼養の普及啓発に取り組む区市町村への支援

イ 犬の適正飼養の徹底

- 飼い主等の目に触れやすい場所（動物病院、ペットフード販売店等）での狂犬病予防に関する普及啓発方法の検討
- 動物病院等での登録、注射済票交付代行等の促進
- 犬によるこう傷事故の未然防止の徹底及びノーリードやふん放置の禁止等ルール遵守の普及啓発の強化

ウ 地域の飼い主のいない猫対策の拡充

- 猫の飼養 3 原則の更なる徹底
- 飼い主のいない猫によるトラブルが発生している地域への技術支援等の更なる推進
- 地域で活動する動物愛護団体等と区市町村の連携の更なる推進

エ 多頭飼育に起因する問題への対応

- 区市町村における関係部署の連携体制を支援し、区市町村と関係機関とのネットワーク構築を支援
- 区市町村動物愛護管理担当者をはじめとする関係職員に対し専門家による研修や担当者間の事例報告など情報共有と情報交換の場の提供

オ 動物の遺棄・虐待防止に関する対策

- 愛護動物の遺棄・虐待防止に関する普及啓発の更なる推進
- 警察等関係機関との過去の司法判断や具体的な事例の情報共有等による一層の連携強化

カ 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成

- 動物愛護推進員や区市町村動物愛護管理担当者等を対象とした実務研修の実施など専門知識、対応能力向上のための支援
- 区市町村と獣医師や動物愛護推進員等ボランティアとの連携の支援

キ 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

- 子供の発達段階に応じた動物愛護の啓発内容の検討及び教職員等による動物愛護教育への支援
- 動物愛護推進員との連携による教育現場での普及啓発の拡大
- 動物へのストレス軽減を考慮した普及啓発手法の検討

(2) 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

法改正による動物取扱業の規制強化に伴い、従前の動物取扱業が第一種動物取扱業とされ、新たに、飼養施設を設置して動物の譲渡し等を行う第二種動物取扱業の届出制度が設けられた。第一種動物取扱業のうち、特に犬猫等販売業については、幼齢の犬猫等の健康安全計画を定めることや取扱状況に関する届出報告の義務化をはじめ、出生後 5 6 日を経過しない犬猫の販売のための引渡し等の禁止などの遵守事項が追加された。

幼齢の犬猫の販売等の制限については、幼齢期に、早期に親・兄弟等から引き離して飼養した場合、十分な社会化が行われず、成長後にかみ癖や吠え癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まること等から、出生後一定期間親兄弟等からの引き離しを規制することを目的として設けられた規定である。この改正法の趣旨

を踏まえて、動物取扱業者に対して規定の遵守を指導することが重要である。

東京都内の動物取扱業の施設数は、全国で最も多く、第一種動物取扱業者だけでも、約 3,900 軒である。これらに対して動物の取扱い等が適正に行われるよう監視指導を行い、また、新たな制度の周知徹底を図っていくためには、現行推進計画に基づく事業者評価を引き続き活用するなど効率的かつ効果的な監視指導が必要となる。

動物取扱業登録制度の浸透とともに、動物取扱業者による動物の適正な取扱いや顧客への説明責任等は、一層重視されている。そのため、動物取扱責任者による従業員への適切な指示や知識・技術の伝達が確実に行われるよう、指導を徹底していく必要がある。

動物取扱業に携わる人材の育成については、動物愛護相談センターによる動物取扱責任者研修をはじめとした教育機会の充実が求められている。中でも、将来、動物取扱業に従事する人材を養成する専門学校等において、関係法令や十分な教育が行われることが重要となる。今後、動物取扱業者のみならず、専門学校の学生や教員等の人材の育成について、動物の保護管理の現状や適正な飼養管理などに関する動物愛護相談センターを活用した教育機会の提供等をさらに検討していく必要がある。

特定動物については、近年、飼養施設や動物の取扱いの不備による死傷事故が連続して発生したことから、東京都は、緊急的な飼い主への監視指導等によって、特定動物の適正な管理による危害防止の徹底を図り、注意喚起を行ってきたところである。動物による、人の身体への被害及び財産への被害防止対策を徹底するためには、特定動物等の飼い主だけでなく、動物の購入者に説明を行う動物取扱業者への指導を徹底しなければならない。

また、特定動物等人への危害の可能性が高い動物の飼養者に対する監視指導は、その種類、生態、管理方法、関係法令等が多岐にわたることから、十分な知識を持った専門職員でなければ対応することが困難である。監視指導の強化を図る上で、関係職員の資質向上が求められる。

産業動物及び実験動物については、「5つの自由*」や「3Rの原則」等の動物福祉に配慮した適正な取扱いと利用の観点から、管理者等の自主管理により「産業動物の飼養及び保管に関する基準」や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」が適正に遵守されるよう、関係省庁等国の動きに配慮しつつ、必要に応じて、関係部局や関係団体と連携した普及啓発等を行っていくことが求められる。

* 5つの自由：イギリスの家畜福祉協議会（F A W C）が提唱し、世界獣医学協会（W V A）などの機関においても取り入れられている家庭動物等を含む全ての動物について適用すべきとされている理念で、①飢えと渇きからの自由、②肉体的苦痛と不快感からの自由、③傷害や疾病からの自由、④おそれと不安からの自由、⑤基本的な行動様式に従う自由からなる。

(施策の方向性)

ア 動物取扱業の監視強化

- 事業者への新たな制度の周知徹底
- 第一種動物取扱業への監視強化及び第二種動物取扱業の実態把握と監視指導の実施
- 新規義務事項を加えた事業者の再評価と、評価結果に基づいた効果的かつ効率的な監視指導の実施

イ 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応

- 新たな規定の履行状況の確認等監視指導の徹底
- 動物取扱責任者研修の内容の充実と年 1 回以上の受講の徹底
- 動物取扱業関連の養成施設 (専門学校等) の教職員等に対する関係法令等の周知

ウ 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底

- 特定動物等の販売業者による購入者への説明の徹底
- 特定動物飼養者への監視指導による法令遵守の徹底
- 動物監視員の特定動物に関する専門知識及び技術研修の実施

エ 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

- 畜産業者等への「5つの自由」等動物福祉を考慮した飼養保管管理等に関する普及啓発の推進
- 実験動物関係団体を通じた「3Rの原則」や飼養保管基準等についての普及啓発の推進
- 動物福祉に係る配慮が不十分な取扱いに対し、関係団体と協力した対応の検討

(3) 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

法改正に伴い、動物の所有者に終生飼養や適切な繁殖制限措置をとることが義務付けられた。東京都の現状をみると、犬及び猫の引取数や致死処分数は大幅に減少し、推進計画策定後 6 年目の平成 24 年度時点で、平成 28 年度目標値をすでに達成している。この成果は、行政や関係者の努力を基礎として、飼い主の適正飼養意識の向上、動物愛護ボランティア等による地域の動物の適正管理が進められてきたことによるものである。

致死処分数を減少させるためには、引取数を減少させる取組が重要である。東京都では、都条例により、従前から、やむを得ない理由があると認める場合にのみ引取りを行っているが、これを徹底するとともに、主要課題の(1)及び(2)に示した、適正飼養・終生飼養に係る普及啓発や、飼い主のいない猫対策の推進、

動物取扱業における販売時説明の徹底等の取組を進めることで、更なる引取数の減少を図ることが求められる。

しかし、社会の動物愛護管理意識が成熟し、飼い主の適正飼養及び終生飼養に対する自覚が進んだとしても、やむを得ない理由により引取り・収容される動物は、今後とも一定程度発生するものと考えられ、これに伴い譲渡が難しい動物の割合が高くなっていくものと推察される。

東京都は、これまで動物の引取数・致死処分数の減少、犬及び猫の返還譲渡の割合の増加に取り組んできているが、さらなる引取数の減少並びに譲渡割合の増加は、高いハードルとならざるを得ない。しかし、これまでの取組や実績等を踏まえ、致死処分せざるを得ない動物を可能な限り減少させていくことが望まれる。

現在の、東京都の譲渡実績の多くは動物愛護相談センターに登録された動物愛護団体を通じて行われている。今後、さらに譲渡を拡大するためには、譲渡事業の趣旨を理解し協力できる登録譲渡団体を増やすとともに、譲渡動物情報の提供や譲渡会の共同開催、研修会の実施など登録譲渡団体への支援を検討していくことが求められる。加えて、譲渡対象動物が譲渡されるまで、動物愛護相談センターにおいて飼養期間を延長するとともに、動物福祉に配慮した飼養管理を行うことが必要となってくる。

また、譲渡拡大のためには、動物の入手先として、動物愛護相談センターや動物愛護団体等の行う譲渡についての認知度をさらに高めるとともに、成犬や成猫から飼いはじめることのメリットや、子犬や子猫から飼いはじめる場合との違い等について普及啓発を行う必要がある。

同時に、東京都における引取り・収容数を減少させる取組として、区市町村が、地域で動物の保護等を進めるための、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員等との連携体制づくりを支援することも重要である。こうした連携体制により、動物を譲り受けた人に対する犬の登録・狂犬病予防注射接種の確認や、適正飼養に関する助言等普及啓発の推進についても期待される。

(施策の方向性)

ア 譲渡拡大のための仕組みづくり

- ボランティア団体等との多様な連携による譲渡の充実拡大
- 登録譲渡団体等への譲渡動物情報の提供や譲渡会の共同開催など譲渡拡大に向けた団体支援方法の検討及び譲渡事業に係るボランティアの受入環境の整備検討
- 動物保護施設の行う譲渡事業の認知度向上と成犬・成猫の譲渡を受けるメリットの普及啓発の強化
- 区市町村と関係団体との連携による、動物の譲渡先あっせん等の動物保護の取組等を支援

イ 取扱動物の適正な飼養管理の確保

- 取扱動物の健康安全面を一層考慮した飼養管理の推進
- 収容施設から譲渡拡大に向けた施設への転換の検討

(4) 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

動物は愛護すべき存在であると同時に、時として人間に危害を及ぼす存在ともなりうるものである。狂犬病などの動物由来感染症の発生や東日本大震災のような大規模災害等の不測の事態に備え、飼い主は、飼養動物の特性や感染症等に関する十分な知識を持って、動物を適正に飼養していくことが重要である。

東京都と区市町村は、動物由来感染症の発生や震災等の災害発生に備えて、都民と動物の安全を確保するために、専門知識の習得や人材育成を含めた対応能力の向上対策を講じるとともに危機管理対応に関する都民への普及啓発を推進していく必要がある。特に、狂犬病予防に関しては、危機管理対応としての側面からの普及啓発も併せて行うことが重要である。

動物由来感染症対策として、東京都はこれまで動物取扱業における動物由来感染症調査や動物病院モニタリング事業を行い、その結果に基づく普及啓発を実施してきた。東京都における動物由来感染症の発生状況を把握し、都民への感染拡大防止を図るためにも、取組の更なる推進が望まれる。

また、広域的・専門的観点から、狂犬病をはじめとした動物由来感染症発生時対応を再検討し、発生時の調査、感染動物の隔離、検査、処分等を確実に実施できるよう、区市町村や保健所、関係部署、関連検査機関との協働関係強化と職員の能力向上を図るなど、更なる体制の強化が求められる。

災害対策については、今回の法改正により、災害時の動物の適正飼養及び保管に関する施策が動物愛護管理推進計画に定める事項に追加されるとともに、動物愛護推進員の活動として、自治体が行う犬猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力を行うことが新たに規定された。東京都は、平成 24 年 11 月に地域防災計画を修正し、「動物の同行避難」について明記しているが、災害時に地域で避難所を開設するのは区市町村であることから、動物の同行避難等に円滑に対応できるよう、飼い主が自ら対応すべきことの普及啓発を推進するとともに、区市町村における防災関連マニュアルの整備等を更に進めるため、必要な情報提供を行うなどの支援が求められている。

特定動物については、災害等により逸走した場合の影響が大きいことから、特定動物の飼い主に対して逸走防止措置を徹底させることが必要である。

動物取扱業者については、多数の動物を取り扱うことから、逸走防止措置を徹底させるとともに、緊急時対応マニュアルの整備や飼養保管動物の避難場所確保等、事業者自らによる取組を更に推進することが求められる。

産業動物や実験動物についても、管理者等の自主管理により災害対策を推進することが重要である。

また、災害に備えて、行政と動物愛護団体等との協定締結等の連携を推進する

とともに、研修会などにより動物愛護推進員の災害時の役割を確認するなどボランティアとの協働も考慮しつつ、連携体制を強化・推進していくことが必要である。加えて、災害対策を強化するため、平常時から関係団体等による動物の一時預かりや必要物資の供給体制、他自治体との広域的な協力体制の構築などについても、検討しておくことが重要である。

(施策の方向性)

ア 動物由来感染症への対応強化

- 狂犬病発生時対応マニュアル等の見直しによる狂犬病等動物由来感染症の発生時対応の強化
- 動物病院におけるモニタリング等動物由来感染症調査事業に基づく都民への動物由来感染症予防対策の普及啓発の更なる推進
- 動物取扱業における動物由来感染症病原体保有状況調査等に基づく動物取扱業者の自主管理対策の推進

イ 災害時の動物救護体制の充実

- 動物愛護団体等との災害時協定締結の推進による体制強化
- 区市町村、関係団体、動物愛護推進員等の連携のための場の提供や動物愛護推進員等ボランティアの人材育成
- 動物の同行避難を前提とした区市町村の防災関連マニュアルの整備等の支援強化
- 特定動物の逸走防止措置に関する監視指導の徹底
- 動物取扱業施設での災害時対策への取組の推進
- 産業動物・実験動物の災害時対策の推進

※具体的な数値目標 (平成 35 年度)

全国的に、行政による犬及び猫の引取数、致死処分数について減少傾向が見られる中、更なる減少を目指し、改正法第 35 条第 1 項に都道府県等における犬猫の引取り拒否に関する規定が設けられるとともに、同条第 4 項において、「殺処分がなくなることを目指して」引取りを行った犬又は猫について、返還・譲渡の努力規定が明記された。

この改正法の趣旨を踏まえ、東京都の今後の動物の保護管理においては、主要課題に対する取組を進めることにより、動物の引取数及び致死処分数の更なる減少を図ることが求められる。

そのため、これまでの推進計画における具体的な数値目標の進捗状況を踏まえつつ、国の基本指針改正により新たに示された全国の目標 (犬及び猫の引取数を平成 16 年度比で 75% 減、殺処分率の更なる減少) に即して、東京都としての新たな数値目標を定めて取組を進めていくことが重要である。

| 指 標 | 目 標 (平成 35 年度) |
|----------|--|
| 動物の引取数 | 平成 24 年度比 15% 削減 〔平成 18 年度比 70% 削減〕 参考〔平成 16 年度比 75% 削減〕 |
| 動物の致死処分数 | 平成 24 年度比 20% 削減 〔平成 18 年度比 75% 削減〕 参考〔平成 16 年度比 80% 削減〕 |
| 犬の返還・譲渡率 | 85% 以上に増やす |
| 猫の返還・譲渡率 | 20% 以上に増やす |